

東京都立大学の新たな授業料減免制度

～ 都内子育て世帯への新たな支援を実施（授業料実質無償化）～

東京都は、2024年度（令和6年度）から、東京都立大学において、**都内の子育て世帯に向けた新たな支援（授業料実質無償化）**を実施します。

支援を受けるためには学期（前期・後期）毎に毎回申請を行う必要があります。また、要件が定められておりますので、ご確認ください。

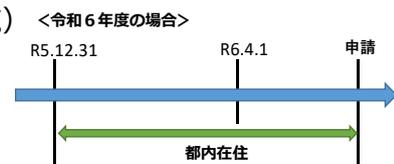
1 主な要件等

（1）対象者

- **東京都立大学の学部生、大学院博士前期課程、法科大学院、助産学専攻科の学生**
 - ※ 2024年度（令和6年度）以降の新入生だけでなく、在學生も対象となります。
 - ※ 博士後期課程の学生は2024年度（令和6年度）以降も既存制度の支援対象となります。
 - ※ 留学生は対象となりませんが、別途支援制度があります。
 - ※ **支援を受けるためには学期（前期・後期）毎に毎回申請を行う必要があります。**
詳細については、東京都立大学法人ホームページ等をご確認ください。

（2）住所要件

- **学生の生計維持者（原則、父母）が、減免申請日が属する年度の前年度の12月31日以降、申請時まで引き続き都内に住所を有していること**が要件となります。（申請時に毎回確認・判定を実施）
※ 学生本人が都内在住である必要はありません。（学生本人が生計維持者となる場合を除く）
※ 生計維持者の一方が勤務地の関係（単身赴任等）で別居し東京都外に在住している場合、もう一方の生計維持者の在住要件を満たすことが確認できる場合は対象となります。



（3）進学するまでの期間に関する要件

- 進学するまでの期間が、一定期間内であることが要件となります。
- <学部生>
高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、東京都立大学に入学した日が2年を経過していない学生
- <大学院博士前期課程、法科大学院、助産学専攻科の学生>
大学等を卒業後、引き続いて博士前期課程等に進学しており、進学した年度の前年度末年齢が24歳以下の学生

（4）その他要件

- 国籍・在留資格等について、日本国籍を有する者であること等の要件があります。
- 成績等要件として、留年者・成績不振者など除外要件があります。

2 支援内容

- 学生の生計維持者が都内在住の場合、**授業料を全額免除**します。

3 その他

- 上記のほか、詳しい要件などについては、**ホームページ本文やQ&A**をご覧ください。
(<https://www.houjin-tm.u.ac.jp/topics/topics14396/>)
- このほか、**経済的理由等により、授業料の納付が困難な学生に対して授業料の減免等を行う制度もあります**ので、併せてご確認ください。